

第13回 燕市まちづくり基本条例市民検討会議 会議録（要旨）

日 時：平成22年7月3日(土) 午前9時30分～午後0時00分

場 所：燕市吉田公民館 3階 講堂

出席者

市民委員：市川委員、長田委員、小原委員、小柳委員、加藤委員、小林(由)委員、斎藤委員、清水委員、下村委員、竹井委員、田邊委員、中村委員、早川委員、本間委員、安田委員、山田委員、鷺澤委員（計17名）

（欠席7名 池田委員、遠藤委員、今井委員、宇佐美委員、川瀬委員、小林(正)委員、藤森委員）

職員委員：石村委員、五十嵐委員、岡田委員、西海知委員、酒井(緑)委員、酒井(善)委員、武田委員、土田委員、富所委員、原田委員、広瀬委員、向井委員（計12名）

（欠席3名 服部委員、細貝委員、松本委員）

アドバイザー：新潟大学 馬場 准教授

事務局：企画調整部 南波部長、宮路副主幹、田辺副主幹、杉本副参事、鈴木主任、倉田主事、藤野主事、宮野主事、地域振興課 川上主任（計9名）

傍聴者：なし

次 第

1. 開会	1
2. 意見交換	1
テーマ 「第3章 協働」と「第4章 市民参画」の各グループ意見の整理について	
① 事務局説明	1
② 馬場先生の意見	5
③ 全体討議	5
3. ワークショップ	6
テーマ (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討	
「第5章 情報共有」「第6章 市政運営」「第7章 条例の尊重及び見直し」について	
① 事務局説明	6
② 馬場先生の意見	7
③ グループワーク	8
【1班の発表】	8
【2班の発表】	9
【3班の発表】	10
【4班の発表】	11
【5班の発表】	11
4. その他	12
5. 閉会	12

■1 開会

事務局：

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より、第13回燕市まちづくり基本条例市民検討会議を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

はじめに、本日のプログラムについてご説明いたします。本日の資料の次第をご覧ください。

今回の会議では、前半部分の意見交換で、前回の会議の各グループの発表内容から事務局が整理した修正案について全員で確認を行い、条例素案の第3章と第4章について、市民検討会議としての意見を決定していきたいと思っております。

また、会議の後半部分では、条例素案のたたき台に掲載した第5章から第7章までの各条文案についてワークショップを行い、皆さんの考えや意見を出し合って、各グループの意見をまとめ、発表を行います。

なお、本日の会議の閉会は、正午を予定しておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

早速ですが、これより次第の2番目の意見交換に移らせていただきます。

■2 意見交換

テーマ 「第3章 協働」と「第4章 市民参画」の各グループ意見の整理について

事務局：

それでは、これから『第3章 協働と第4章 市民参画の各グループ意見の整理について』をテーマに意見交換を行います。

前回の会議では、条例の「第3章」と「第4章」の各条文案について、皆さんの考えや意見を出し合って、修正意見をまとめ、発表していただきました。

今回の意見交換では、前回の修正意見を皆さんから確認していただいたうえで、条例素案の「第3章 協働」と「第4章 市民参画」について、市民検討会議としての素案を決定したいと思っております。

【事務局説明】

それでは、事前に送付いたしました資料1をご覧ください。

この資料は、前回の会議で各グループから発表していただいた修正意見等を漏れなく記載し、各グループから挙げられた意見に基づいて、事務局が整理した修正案を掲載したものです。

せっかく議論した修正意見が反映されていないグループもあると思っておりますが、事務局でどのように修正案をまとめたのか、これからご説明させていただきますので、その説明内容を踏まえて、もっと強く言いたいものや、載せてほしくない項目などについて、今一度ご意見をいただければと思います。

はじめに、第3章の協働についてご説明します。

第17条の協働のまちづくりの推進の部分です。左側の欄がたたき台の条文、中央の欄が各グループの意見、右側の欄が修正案です。第1項の修正案をご覧ください。

前回の修正意見で、「特性」、「補完」という言葉の意味が分かりづらく、表現を変更した方がよいという意見がありました。特性だけを理解するのではないという意味から「それぞれの特性」という部分を削除し、補完という用語も分かりやすく表現を変更しています。また、「お互いに尊重し合い」という表現を削除した方がよいという意見がありました。ご意見のとおり、尊重は当然のことであり、相互理解と重なることから表現を削除しています。また、積極的にという表現についても修正意見がありましたが、第17条は協働を推進していくという意思表示や喚起するための部分になりますので、積極的にという表現はそのまま用いています。

続いて、第 17 条第 2 項の修正案をご覧ください。

「まちづくりの理念及び目的を共有し、」という表現や「共に活動できるよう、」という表現を削除した方が良いという意見や一部表現があいまいであるため変更した方が良いという意見がありました。前段部分の意味合いは、協働という表現の中にすべて含まれるため、前段部分のくどい表現を用いないで、修正案のとおり簡潔に修正いたしました。

続いて、第 17 条第 3 項の修正案をご覧ください。

意味は変わりませんが、文章整理の観点から修正意見がありました。また、「活動」という意味が事業活動や私的活動と捉えられることのないように「まちづくりの活動」という表現に変更した方が良いという意見もありました。これらの修正意見を踏まえて、修正案のとおり修正いたしました。

次に、第 18 条の協働事業の部分です。第 1 項の修正案をご覧ください。

前回の修正意見で、「協働のまちづくりを推進するため」という表現を削除した方が良いという意見と前の条とのつながりから削除できないという意見がありました。また、一部表現を簡潔に変更した方が良いという意見がありましたが、協働事業を行う目的を明確にし、また協働で取り組むことがより効果的な課題解決につながるものは、原則として協働で取り組んでいくという方針を明らかに示すことが必要と考え、修正案のとおり修正いたしました。

続きまして、資料 1 の 2 ページ目をご覧ください。

第 19 条の人材の育成の部分です。修正案をご覧ください。前回の修正意見で、一部表現を変更した方が良いという意見や義務付けする意味合いを加え、「努めるものとします」という表現を「努めなければなりません」という表現に変更した方が良いという意見がありました。これらの修正意見を踏まえて、どういった機会を提供するかということを確認する必要があること、また、人材の育成はまちづくりの根幹となるものであるため、義務付ける表現とし、修正案のとおり修正いたしました。

次に、第 4 章の市民参画についてご説明します。

第 20 条市民参画の推進の部分です。第 1 項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、保障という表現について、変更や削除した方が良いという意見がありました。保障という表現は、責任が生じたり、義務付けしたりする場合に用いられることがあり、責任や義務を推進するという表現は適切ではないため削除し、修正案のとおり修正いたしました。

続いて、第 20 条第 2 項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、構築という表現を変更した方が良いという意見がありました。現在、既に行われている市民参画の制度もあることから、構築や作るといった新たに創設する意味合いの表現から、整備という表現に変更し、修正案のとおり修正いたしました。

続いて、第 20 条第 3 項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、「多様で」という表現は「開かれた」という表現に含まれるのではないかという意見がありました。確かに、多様という表現を用いなくても、広く市民の利益を考えるという趣旨は明確であるため、修正意見に基づき、修正案のとおり修正いたしました。

次に、第 21 条の市民参画の方法の部分です。前回の修正意見で、「改善」という表現を「見直し」という表現に変更し、「勘案し、」という表現は分かりづらいため削除し、また表現を一部変更した方が良いのではないかという意見がありました。一般的に政策のサイクルには、見直し・改善という段階があり、通常、どちらも使用されますが、見直しのみでなく、改善につなげる必要性を明らかにするため、改善という表現を用いることとしています。また、「勘案」という表現は確かに分かりづらいため、「総合的に判断する」という表現に変更しています。

また、単に方針を示す表現ではなく、義務付けする意味合いを加えた方が良いという意見もありました。ここでは、市が市民参画を必要と認める場合を想定しているため、義務付けは当然必要なことであると考え、修正案のとおり義務付けする表現に修正いたしました。

続いて、第 21 条の 1 号から 6 号までに掲げた修正案をご覧ください。前回の修正意見で、1

号から6号までに共通する意見として、新発田市の例のように簡潔にした方が良いのではないかという意見や文末の意見表明という表現はハードルが高いといった意見がありました。これらの意見を踏まえて、修正案のとおり修正いたしました。

また、カッコ書きの説明の部分は別に規定した方が良いのではないかという意見がありました。カッコ書きの解説部分は、第2条の定義の部分に規定する場合のほか、その用語が1回だけしか出てこないときや用いられる部分が限定的なときなどは用語の部分に直接規定する場合があります。用語の部分に直接規定する場合のメリットとしては、すぐ近くにその意味が解説されていて分かりやすいということがあります。よって、第21条の各号のカッコ書きの解説については、原案どおりとしています。

続きまして、資料1の3ページ目をご覧ください。

第21条の第6号の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、「前各号に準ずる方法」の前にその他を入れた方が良いのではないかという意見がありました。その他前各号に準ずる方法としても間違いではありませんが、通常はその他を省略しますので原案どおりとしています。

また、市民参画の方法としてのご意見で、意見表明については、現在、インターネットを利用したアクセス方法もあり、ホームページやインターネットなどによる意見提出について、第6号の前に入れた方が良いのではないかという意見がありました。このご提案につきましては、1号から5号までに掲載した、行政が事業などを行うときに行政が主導で意見を求めるという方法とは異なり、市民の皆さんが自発的にご意見をいただく方法として非常に有効な方法です。市では現在、インターネットを利用したアクセス方法として、市長への手紙やかたん申請といった制度を運用しています。しかし、現在、相談や苦情が主に寄せられているのが実情であり、意見表明や提案といった市民参画制度として確立しているとは言い切れないようです。

馬場先生とも相談させていただきましたが、こうした市長への手紙などの制度が市民参画の方法として定着した段階で条例を改正すれば良いのではないかというご意見もいただきましたので、結果としては第6号の前各号に準ずる方法に含めるものとして、ここに明記しないことといたしました。ただし、こうした制度についても第6号の解説の中で明記し、それらの制度の効果的な運用と改善を図るほか、新たな市民参画の手法についても検討していく必要性を明らかにします。

次に、第22条の審議会等の部分です。第1項の修正案をご覧ください。

前回の修正意見で、委員の公募について、審議会の内容によっては、委員の構成等が法令により定められているものもあるため、新発田市の例を参考に、ただし書で「他の法令等の範囲内」という表現を加えてはどうかという意見がありました。原案では、審議会委員の公募を努力義務としていたため、公募しない場合は条文に規定せずに解説文で掲載していましたが、分かりやすさの観点からも、ご提案のとおり条文で明確にすることは必要です。そこで、文末の「するよう努めなければなりません」という表現を「しなければなりません」という表現に変更し、法令で定められている場合など、正当な理由がある場合は公募によらないことができることを明確に規定するため、修正案のとおり修正いたしました。

続いて、第22条第2項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、審議会の委員について、同じ人ばかりにならないようにすることも必要であり、柏崎市の例を参考に、「他の審議会等との重複を避ける」という表現を加えてはどうかという意見がありました。このご提案につきましては、これまでのワークショップの中でも、まちづくりに積極的に参加してくれる人の固定化や一人が多くの委員を兼務すべきではないという意見が多く挙げられていました。そこで、その趣旨を盛り込むため、修正意見を踏まえ、修正案のとおり修正いたしました。

続きまして、資料1の4ページ目をご覧ください。

第22条第3項の修正案をご覧ください。条文を簡潔にするため、一部表現を削除した方が良いという意見がありました。しかし、例外的に、どのような場合に会議を公開しないのかを条文で明確にすることも分かりやすさの観点から必要であると考えことから、表現はそのまま残す

こととしました。また、第 1 項と同様の表現となるように一部表現を修正案のとおり修正いたしました。

次に、第 23 条の対話の場の設置の部分です。前回の修正意見で、この条自体の必要性に関する意見がありました。これまでのワークショップの中では、市民の意見をまちづくりに反映させるために、「市長との対話機会の充実」「総合計画に沿った話し合いの場の設置」さらには「議会と市民との直接対話の場を持つ」など意見交換の場や直接対話について意見が挙げられています。また、市民が協働や市民参画しやすい環境づくりを考えていくことも必要で、市民もまちづくりについて学習することや現状を認識してもらう必要性などの意見も挙げられています。そこで、対話や学習の場を明記しておくことも必要ではないかと考えます。

また、「対話の場」の前に「市民との」という表現を加えた方が良いという意見がありました。ご意見のとおり修正し、修正案を掲載してあります。

次に、第 24 条のパブリックコメントの部分です。前回の修正意見で、パブリックコメントの対象として、「市の重要な施策」という部分を明確にする必要があるのではないかと意見がありました。燕市のパブリックコメント制度は、「燕市パブリックコメント実施要綱」に基づいて、現在実施されていますので、ご提案のとおり、この条例の中で要綱の名称を規定することは可能ですが、あまり適切ではありません。理由は、要綱の制定改廃は議会の議決が不要であり、名称なども必要に応じて市長の判断で改正されるなど、条例と要綱では性質が異なるためです。パブリックコメントを行う基準は要綱の中で明確に規定されていますので、解説の中でその基準を明確に掲載することとして、条文については原案どおりとしています。

続きまして、資料 1 の 5 ページ目をご覧ください。

第 25 条の住民投票の部分です。前回の各グループの意見では、これまで住民投票についての意見は数多く挙がっており、これまでの意見を踏まえても、市民の権利や制度自体の周知の観点からも規定した方が良いという意見でまとまっています。最終手段という位置付けなど、これまでに挙げられた意見についても解説や提言書の中で掲載し、市民検討会議の議論の経過を明らかにしたいと考えます。

また、第 25 条第 3 項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、住民投票の実施に関する要件などについて、「その都度条例で定めます」という表現を、その都度ではなく、この条例の中に明確に実施に関する規定を位置付けるか、又はこの条例と一緒に住民投票条例を整備した方が良いのではないかと意見がありました。住民投票の実施については、対象となる事案について、テーマごとの適格性や投票要件、実施方法など、さまざまな観点から検討を加える必要があると考えます。例えば、住民投票条例をあらかじめ整備するということは、年齢要件（18 歳とするか 20 歳とするかなど）や投票要件（外国人等を含めるかなど）を規定し、すべての事案に対して同じ基準で縛りをかけてしまうこととなります。そこで、今回の条例素案の提言に当たっては、市議会での十分な議論を経て、それぞれの事案ごとに条例で年齢要件や投票要件など必要な事項を定めることとしたいと考え、条文については原案どおりとしています。

以上のとおり、第 3 章と第 4 章の修正意見についての考え方や意見に基づく修正案についてご説明を行いました。この後、馬場先生から修正案の考え方につきましてご意見をいただき、その後、全体討議ということで、修正案について皆さんからご意見をいただきたいと思います。

その前に、これまでのご説明で、何かご質問やご意見はありますでしょうか。

(特になし)

事務局：

それでは、第 3 章 協働と第 4 章 市民参画の修正案について、馬場先生からご意見を伺いたいと思います。

【馬場先生の意見】

馬場先生：

皆さん、おはようございます。先程、第3章と第4章の修正案について事務局から説明をしていただきました。

(以下、要旨のみ掲載)

- ・基本的には、委員の意見を尊重して内容の修正を行っています。ただし、文言を簡略化することで内容が不明になってしまうものについては、原案を維持する方がよく、修正を加えない場合もあります。
- ・審議会への公募市民の導入は、原則的にはそのすべてに適用されるべきではありますが、専門性が求められるものについては、公募市民の受入を行わない仕組みが必要であり、実際にそのような書きぶりとしています。
- ・住民投票については、私自身は導入に賛成ではありませんが、皆さんの合意で、ここでは掲載することになったので、これについて異議をとらえません。ただし、細かい議論を詰める必要があります。

以上です

事務局：

馬場先生ありがとうございました。それでは、馬場先生からご意見をいただきましたが、ご質問があればお願いします。

(特になし)

【全体討議】

事務局：

それでは、全体討議ということで、馬場先生のご意見を踏まえながら、第3章 協働と第4章 市民参画の修正案について、条文ごとに委員の皆さんからご意見を伺っていきたいと思います。

◇第17条 (協働のまちづくりの推進)

◇第18条 (協働事業)

◇第19条 (人材の育成)

◇第20条 (市民参画の推進)

◇第21条 (市民参画の方法)

◇第22条 (審議会等)

◇第23条 (対話の場の設置)

◇第24条 (パブリックコメント)

…第17条から第24条までの各条文について、修正案に対する意見及び他に修正すべき点について意見を求めた結果、修正案のとおり決定しました。

◇第25条 (住民投票)

…第25条について、修正案に対する意見及び他に修正すべき点について意見を求めた結果、次の点について意見がありました。

委員：

第25条第3項で、「住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます」の中に、議会の議決が必要な旨の表現を加えた方が良いと思います。

事務局：

他市の事例等も確認し、修正案について次回の会議で皆さんにお知らせしたいと考えます。

事務局：

それでは、条例素案の「第3章 協働」と「第4章 市民参画」について、委員の皆さんのご意見のとおり、市民検討会議としての意見を決定させていただき、前半の意見交換については、これで終了とさせていただきます。皆さん、たいへんありがとうございました。

■ワークショップ

テーマ (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討

「第5章 情報共有」「第6章 市政運営」「第7章 条例の尊重及び見直し」について

【事務局説明】

事務局：

それでは、続きまして、これより次第の3番目のワークショップに移らせていただきます。

はじめに、ワークショップで皆さんから実際に意見交換を行っていただきます、第5章と第6章と第7章の個別の条文について、その考え方等をご説明いたします。

なお、ワークショップになるべく時間を掛けたいと考えますので、皆さん、宿題として第5章から第7章の部分について確認してこられたことを前提として、各条文の説明を省略し、重要なポイントについてのみご説明したいと思います。

また、分かりにくい表現や皆さんの意見と異なる部分があれば、ワークショップの中で、遠慮なく言っていただいた方が事務局としてもありがたいと考えますので、よろしくお願いします。

以前配布した「提言書検討資料」に沿って説明させていただきますが、今日、お持ちでない方がいらっしゃいましたら、各グループの進行係に予備の資料がありますのでお願いします。

提言書検討資料の10ページをご覧ください。

たたき台の第5章 情報共有についてご説明します。

第26条の情報の共有では、協働のまちづくりを推進するため、市民と市が相互に情報提供を行い、情報の共有化に努めることについて定めるものです。また、そのための市の役割を第2項に、市民の役割を第3項に、それぞれ規定しています。

第27条の情報の公開及び提供では、市民がまちづくりへの関心を高めることができるよう、市は、市政運営に関する情報を適切な時期及び方法により積極的に公開することについて定めるものです。

第28条の個人情報の保護では、市は、まちづくりに関する情報の提供及び共有に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、必要な措置を講じることについて定めるものです。

第29条の説明責任及び応答責任では、市は、市民に対して政策の立案、実施、評価及び改善の各過程において、情報をわかりやすく説明する責任があることを定めるものです。また、まちづくりに関する市民からの意見、要望、質問等に対し、速やかに、また適切に応答する責任があることを定めるものです。

続きまして、たたき台の第6章 市政運営についてご説明します。

第30条の総合計画では、市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行っていくことを定めるものです。また、これまでの各グループの意見では、非常に重要な項目であるので、市民と一緒につくるということも強調できたら良いという意見もありましたので、市民と協働で総合計画を策定する表現を加えるかどうか、他市の例などを参考に検討していただきたいと思います。

第31条の財政運営では、市は、効率的かつ効果的な市政運営を行われなければならないこと、健全な財政運営に努めなければならないことを定めるものです。

第32条の行財政改革の推進では、効率的で効果的な行政運営を行っていくため、不断の行財政改革に取り組むことを定めるものです。

第 33 条の行政評価では、市は、効率的で効果的な行政運営が行えるよう、市が行う事業等の評価を行い、その結果を政策等に反映するとともに、公表するように努めるものです。

第 34 条の政策法務では、市は、地域の特性を生かした自立的な市政運営を行うため、法令の自主的な解釈・運用を進め、積極的に政策立案を行うことなど、独自の行政を行うよう努めていくことを明らかにするものです。

第 35 条の国及び他の地方公共団体等との連携では、国や県との関係性を明らかにするものです。また、まちづくりを進めるうえで、市単独で解決が難しい広域的な課題に取り組むために、他の自治体等との連携・協力や国際社会との交流に努めていくことを明らかにするものです。

続きまして、たたき台の第 6 章 市政運営についてご説明します。

第 36 条の条例の尊重では、この条例は、市民参画と協働によるまちづくりの基本原則であり、市民と行政は、この条例に規定する事項を尊重することとします。

第 37 条の条例の見直しでは、条例は、社会経済情勢等の変化により必要な見直しが常に行われますが、あえて明示的な規定を置くことで、見直しなどを確実に行うことを示します。また、定期的な見直しに関して、事務局の方で、仮に 4 年毎の見直しと設定させていただき、条文案を作成しました。先進自治体の条例を見ますと、定期的な見直し期間を 5 年と定めていたり、4 年と定めていたり、期間自体の定めがなかったりと様々です。今回の案の 4 年という期間の根拠ですが、議会議員と市長の任期と合わせて定めています。今回、示させていただいた条文案をご覧いただいて、4 年毎という期間で問題がないかを確認していただきたいと思います。

ここまでが、第 5 章から第 7 章までの各条文のポイントについてのご説明です。

ワークショップでは、具体的に条文案の見直しなどを行っていただきますが、今ほど、ご説明しました第 5 章から第 7 章までの条文案の考え方につきまして、ご意見やご要望があればお聞かせいただきたいと思います。

(特になし)

事務局：

それでは、「第 5 章 情報共有」「第 6 章 市政運営」「第 7 章 条例の尊重及び見直し」の条文案について、馬場先生からご意見を伺いたいと思います。

【馬場先生の意見】

馬場先生：

今回の第 5 章から第 7 章のポイントについてです。

(以下、要旨のみ掲載)

- ・基本的には、第 6 章の市政運営の各条文は、組織の内部管理の部分と言えます。よって、各規定は、市に任せた方が良い部分なのかもしれません。
- ・第 5 章の情報共有ですが、政策の過程には情報が必要であり、特に立案の段階での情報は重要です。
- ・立案の段階では、市には情報の収集、市民には問題提起が求められます。
- ・また、政策の実施の段階での市民への周知や、そして実施した後の評価の段階では市民の提言を受けて廃止や見直しなどを考える必要があります。
- ・そこで、情報の共有にあたって問題となるのが個人情報の保護です。基本的には情報を公開するということですが、個人に関する情報をどのように扱うのかといった部分を定めておく必要があります。

以上です

事務局：

馬場先生ありがとうございました。それでは、馬場先生からご意見をいただきましたが、ご質

問があればお願いします。
(特になし)

【グループワーク】

事務局：

それでは、続きまして、これよりグループワークに移らせていただきます。はじめに、今回のワークショップの進め方についてご説明いたします。

(資料2に基づき説明)

事務局：

それでは、これからグループ別にワークショップを行ってください。よろしくお願いします。

また、『提言書検討資料』の第5章から第7章までの各条文についてご不明な点は、各グループにご説明に行きますので、私か馬場先生にお気軽にお声掛けください。

なお、今回も休憩時間は特に設けませんので、各グループで休憩を取りながら進めていただきたいと思います。

(グループ別に、テーマについてワークショップで意見交換)

【グループ別発表】

事務局：

それでは、これから各グループの意見交換の内容についての発表に移りたいと思います。発表は、グループごとにその場で行っていただきます。

それでは、各グループの発表者の皆さんから発表を行っていただきたいと思います。

【1 班の発表】

□第5章 情報共有

・第26条 (情報の共有)

第26条の第1項ですが、この文章を読みますと、何となく回りくどいような感じがします。「情報を提供することにより、その」という表現は削除して、表現を簡略化してはどうかという意見がありました。

同じく第3項ですが、第1項で情報の共有に努めるものと規定していますので、第3項自体を削除してはどうかという意見がありました。

・第27条 (情報の公開及び提供)

第27条の第2項で、「迅速かつ容易に」など、「かつ」という表現が随所に入っていますが、悪いということではありませんが気になります。また、「情報提供の充実」という表現がありますが、情報提供のプロセスを見直し、充実していこうということであると思いますが、回りくどいように感じます。

同じく第3項ですが、情報を管理するという内容ですが、第2項の情報提供と内容を一つにまとめられないかという意見です。

・第29条 (説明責任及び応答責任)

第29条の第1項で、「市民に分かりやすく説明する」という表現がありますが、この表現も以降の条文の随所に入っています。分かりやすいということは当然必要なことですので、この分かりやすいということを全体的な部位にかける条文に規定して、個別の条文の分かりやすいという表現を削除してはどうかという意見です。

□第6章 市政運営

・第30条 (総合計画)

第30条で、総合計画は一番大事な計画ですが、表現が少しきついような感じがします。また、

市民の関わり方が入っていませんので、市民の意見を参考にする規定を加えてはどうかという意見です。あれもこれも市民の意見を取り入れることで收拾がつかないということになると思います。

・第31条（財政運営）

第31条の第1項で「政策相互の連携を図り」という表現がありますが、縦割りから横割りへ改善して効率を図るということだと思いますが、もう少し分かりやすく表現してもらいたいという意見です。

・第32条（行財政改革の推進）

第32条の「前例にとらわれない柔軟な姿勢と新たな発想」という表現は、分かりやすく柔らかい表現で、グループの全員が賛成しています。

・第33条（行政評価）

第33条ですが、「行政評価に関する情報を」という表現を削除して、表現を簡潔にした方が良いという意見です。

・第34条（政策法務）

第34条ですが、「自主的」「自立的」といった表現が多く使われていますが、削除した方が良いという意見です。

・第35条（国及び他の地方公共団体等との連携）

第35条ですが、第1項から第3項まで「努めるものとします」と書かれていますが、「努める」と「ものとします」という表現はウエイトが少ない表現ですが、市民の捉え方が異なり、絶対することのように受け取られてしまうかもしれません。相手があつての規定ですので、表現をより弱い表現に変更した方が良いのではないかという意見です。

□第7章 条例の尊重及び見直し

・第37条（条例の見直し）

第37条の条例の見直しですが、市長、議員の任期に合わせた期間で問題ないという意見です。

私たちの班の意見は以上ですが、最後にプロから見ていただいて、必要なところについては制約をかけていただきたいと思います。

【2班の発表】

□第5章 情報共有

・第27条（情報の公開及び提供）

第27条第1項ですが、燕市には情報公開条例がありますので、「市は、まちづくりに関する情報を」という表現の前に、具体的に「燕市情報公開条例に基づき」という表現を加えた方が良いという意見です。

・第28条（個人情報の保護）

第28条ですが、第27条と同様に、「必要な措置を講じなければなりません」という表現の前に、具体的に「燕市個人情報保護条例に基づき」という表現を加えた方が良いという意見です。

□第6章 市政運営

・第30条（総合計画）

第30条の第1項ですが、「個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため」という表現は、総合計画の理念となる表現であるため、この条例での規定は不要であり、削除してはどうかという意見です。

・第32条（行財政改革の推進）

第32条ですが、「自立的な行財政制度の確立と」という表現と「前例にとらわれない柔軟な姿勢と新たな発想で」という表現を削除して、簡潔にした方が良いという意見です。

・第33条（行政評価）

第33条ですが、第30条と第31条の体裁に合わせて、1項と2項に分けるという意見で、「努めるとともに、」という部分までを1項とし、以降の部分第2項とするという意見です。

・第34条（政策法務）

第34条ですが、幅広い解釈となり過ぎるため、「地域の特性を尊重した自主的かつ自立的な市政運営を行うため、法令の自主的な解釈及び運用を行うとともに、」という表現を削除して、簡潔にした方が良いという意見です。

・第35条（国及び他の地方公共団体等との連携）

第35条の第2項ですが、「自主性を保ちながら」という表現を削除して、簡潔にした方が良いという意見です。

□第7章 条例の尊重及び見直し

・第37条（条例の見直し）

第37条の第2項ですが、「必要な措置」の前に「市民検討委員会等を設置し」といった具体的な仕組みを規定した方が良いという意見です。

以上です。

【3 班の発表】

第5章から第7章まで特に修正ということではなく、このとおりやってみてはどうかという意見でした。（以下、話し合われた内容について補足説明）

□第5章 情報共有

・第26条（情報の共有）

第26条に関して、第1項では「努めるものとします」、第2項では「努めなければなりません」、第3項では「努めるものとします」と表現がありますが、もう少し強い表現でも良いのではないかという意見もありましたが、市民に対する規定については、強制するのではなく柔らかい表現のままで良いという意見でした。

同じく第2項で、「市は」という表現がありますが、「市の職員は」というように具体的に規定してはどうかという意見がありましたが、「市民、市議会及び市は」とつながるため、そのままが良いという意見でした。

□第6章 市政運営

・第30条（総合計画）

第30条ですが、現状でも総合計画を作る中で市民が参画してきているので、あえて市民と一緒にといった表現を入れる必要はないのではないかという意見です。

・第31条（財政運営）

第31条の第2項ですが、感想に近い意見ですが、財政に関して市民に分かりやすく公表することが果たしてできるのかという意見があり、実際のところ難しいのではないかと考えますが、条文の表現としてはこの表現しかないのではないかという意見です。

・第35条（国及び他の地方公共団体等との連携）

第35条の第1項ですが、市と国・県との関係を、第2項で他の地方公共団体や関係機関との関係を規定していますが、主語は同じ「市」ですので、妙高市の規定のように一つにまとめてはどうかという意見がありました。また第1項で、「国及び県と対等な立場で互いに連携し」とありますが、個々の部分は地方分権あるいは地域主権を強調している部分ですので、このまま規定した方が良いという意見もありました。

□第7章 条例の尊重及び見直し

・第37条（条例の見直し）

第37条の第1項ですが、条例の見直しについて「4年を超えない期間ごと」とありますが、今は時代の流れが速いため、例えば3年など、もう少し短くても良いのではないかという意見がありましたが4年を超えないということですので、そのまま市長や議員の任期等を考えると、そのままで良いのではないかという意見です。

以上です。

【4 班の発表】

□第 5 章 情報共有

・第 26 条（情報の共有）

第 26 条の第 3 項ですが、第 1 項の内容に含まれるため、あえて規定する必要はないのではないかという意見です。

・第 27 条（情報の公開及び提供）

第 27 条ですが、第 1 項から第 3 項までを一つにまとめるなど、もう少し整理して規定した方が良いという意見です。

□第 6 章 市政運営

・第 33 条（行政評価）

第 33 条ですが、行政評価という言葉について、誰が行うのかなどを解説の部分で説明した方が良いという意見がありました。

・第 34 条（政策法務）

第 34 条ですが、少し表現が硬く、分かりづらいため、市民に分かりやすく解説で説明することや、表現を分かりやすく変更した方が良いという意見です。また、法律や条例は改正により変わりますので、条例などの変化というものを情報共有という部分にリンクさせる必要があるのではないかという意見です。

・第 35 条（国及び他の地方公共団体等との連携）

第 35 条ですが、「国及び県と対等な立場」という規定がありますが、上越市の表現を参考にし、「対等な立場で」の前に「適切な役割分担のもとで」という表現を加えた方が良いという意見です。

□第 7 章 条例の尊重及び見直し

・第 37 条（条例の見直し）

第 37 条の第 2 項ですが、「必要な措置を講じなければなりません」という部分で、必要な措置の解釈について、例えば市民による検討委員会などといった説明を解説に加えた方が良いという意見がありました。

以上です。

【5 班の発表】

□第 5 章 情報共有

・第 26 条（情報の共有）

第 26 条ですが、情報の共有に当たって、市や市民が何をすべきかが第 2 項と第 3 項で明確に区分されていて、分かりやすいという意見でした。

・第 27 条（情報の公開及び提供）

第 27 条については議論が紛糾しまして、5 班の意見としては、第 27 条については市側の情報の公開について限定し、情報公開に特化した条文にしてはどうかという意見でした。それに合わせて、第 1 項の規定については、「市は、まちづくりに関する情報を迅速かつ分かりやすく公開しなければなりません」と修正し、第 2 項は情報の提供の部分になりますので、第 26 条の「相互にまちづくりに関する情報を提供する」という部分にその表現などを追加した方が良いのではないかという意見です。第 3 項については、情報の管理の部分になりますので、このような表現のままで規定しておいた方が良いという意見です。

□第 6 章 市政運営

・第 30 条（総合計画）

第 30 条の第 1 項ですが、総合計画の策定について、懸案の「市民と協働で」という表現が入った方が良いのではないかということについて、5 班では「総合計画を策定し」の前にその表現を加えた方が良いという意見になりました。

その他、市政運営については、詳細については私たちは詳しくありませんので、ここに書いてあるように努めていただきたいと思いますという意見です。

□第7章 条例の尊重及び見直し

・第37条（条例の見直し）

第37条ですが、条例の見直しの期間については、最長のスパンとしては、市議会議員や市長の任期の4年ということで設定することは妥当であるという意見です。

以上です。

事務局：

各グループの皆さん、たいへんありがとうございました。

今回の発表内容を事務局で整理し、次回の会議で皆さんから確認していただいたうえで原案の第5章、第6章、第7章について市民検討会議としての意見を決定したいと思います。

■4 その他

事務局：

それでは、次第の4のその他につきまして事務局から連絡事項のご説明を行わせていただきたいと思います。

次回の会議の開催日程につきまして、本日資料をお配りいたしました「次回会議のお知らせと宿題のお願い」をご覧ください。

次回の開催日ですが、1月後の8月7日（土）午前9時30分から、吉田公民館で開催いたします。

今回で、条例素案の各条文の検討が終了となったことから、次回の会議では、残りの「前文」と「条例の名称」についての検討を行います。

これまでの各条文の議論を踏まえ、各条文に盛り込みきれなかった、まちづくりへの皆さんの想いや考えを「前文」に反映し、「条例の名称」についても意見交換を行い、市民検討会議としての意見を決定していきたいと考えています。

つきましては、大変ご面倒をおかけいたしますが、宿題として『前文』のたたき台を確認し、追加したいキーワードを考えてきてください。また、文章自体の修正意見があれば、その内容を考えてきてください。もう1点、『条例の名称』について、これまで「仮称」としてきましたが、条文の内容にふさわしい名称を考えてきてください。

「この宿題に記載したこと以外は会議で発言できない」、というようなことはありませんが、会議の効率的な進行という視点はもちろん、それぞれの思いや考え方をあらためて整理していただく意味でも、できる限り意見をご記入いただければ幸いです。

なお、次回都合によりご出席できない場合は、様式は問いませんので、修正意見等について、事前に事務局にご提出いただきたいと思います。

■5 閉会

事務局：

それでは、閉会予定の時間となりましたので、本日の会議を閉会いたします。

今回も、ふりかえりシートの記入の時間を設けさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。ふりかえりシートは、記入の終わられた方から各グループの進行係までご提出いただき、お帰りいただきたいと思います。

それでは、長時間にわたり御協力をいただき、たいへんありがとうございました。おつかれさまでした。